

都市計画研究室 西村 拓也
 指導教員 中出文平
 樋口秀
 松川寿也

1. 研究の背景及び目的

景観法の制定以降、多くの地方公共団体が景観行政団体に移行し景観形成の取組みを進めている。景観法は従来の土地利用計画法に基づく5地域区分にとらわれない柔軟な土地利用規制が可能であるという利点があるものの、届出及び勧告を基本とした規制であるため、個別規制法のような強制力を得られないという欠点がある。これを補完する仕組みとして、景観地区制度や景観農振整備計画など、個別規制法と連携して規制基準を担保する手法がある。その1つとして自然公園法の特例の基準（景観法第8条第2項第4号ホ）があるが、これは景観計画で上乗せの許可基準（以下、上乗せ基準）を定めるものである⁽¹⁾。

自然公園法は許可制の厳格な規制となるが、自然公園法の目的の1つとして位置付けられている“風景の保護”については、保護すべき「風景」の中身があいまいであることが課題である⁽²⁾。このため、上乗せ基準は自然公園法、互いに欠点を補完しあう仕組みともなる。景観法を活用した土地利用制御手法に関しては、開発許可制度との連携に着目した松川らの研究⁽¹⁾、白地地域及び都市計画外での運用に着目した木野⁽²⁾らの研究があるが、上乗せ基準を規定した景観行政団体の実態は、規定状況も含めて全く把握されていない状態である。

そこで本研究では、上乗せ基準の運用実態を把握するために、景観計画での上乗せ基準の規定に関する記述を確認する。上乗せ基準を未規定の団体には、自然公園行政との連携及び上乗せ基準を規定しなかった理由を明らかにする。上乗せ基準を規定済の団体には、ヒアリング調査及び現地調査により、上乗せ基準を規定することとなった経緯及び目的、さらには景観計画の策定から現在までの運用実態を明らかにする。

特別地域を含む景観計画策定 団体234団体(214市町村+20都道府県)							
↓上乗せ基準の規定について 景観計画を確認し分類							
①規定済 中之条町 山中湖村 宮津市※ 竹富町 京都府※ 石川県		②規定の可能性に言及 26団体 (24+2) ↓景観条例の届出除外要件を確認し分類				③未規定 202団体(186+16)	
なし	特	特+普	普	なし	特	特+普	普
16団体 (16+0)	5団体 (5+0)	4団体 (3+1)	1団体 (0+1)	144 団体 (140+4)	34 団体 (29+5)	21団体 (14+7)	3団体 (3+0)

図1：上乗せ基準の規定状況及び届出除外要件

最後に、得られた知見より本制度の活用法を提示することで、自然公園法と景観法の連携のあり方を提言することを目的とする。

2. 都計区域外での再生計画の策定状況

ここでは、上乗せ基準の規定状況を確認するとともに、届出対象行為の除外要件⁽³⁾を確認することで、自然公園と連携した景観計画の策定状況を把握する。

2-1. 上乗せ基準の規定状況

平成25年9月30日時点で景観計画を策定している景観行政団体(以下、団体、399団体:379市町村、20都道府県)の中で行政区域に国立公園又は国定公園の特別地域(以下、特別地域、ただし海城公園地区を除く)を含んでいる、234団体(214市町村、20都道府県)を抽出した。この234団体が上乗せ基準を規定可能な団体である。

抽出した234団体の中で、上乗せ基準を定めることについて、景観計画の中の記述を確認した。上乗せ基準の規定について言及がある団体は28市町村と4府県である。さらに、この中で上乗せ基準を規定しているのは4市町村(中之条町、山中湖村、宮津市、竹富町)と2府県(京都府、石川県)のわずか6団体であったことから、上乗せ基準の活用は全国的にほとんど普及していないといえる。

2-2. 届出除外要件

景観法の届出対象行為で特別地域若しくは普通地域を届出対象除外にしている団体を各団体の景観条例(4)より確認した。

除外要件ごとに分類すると、特別地域のみ届出対象除外にしているのは56団体(51+5)、特別地域に加えて普通地域も届出対象除外にしているのは23団体(15+8)、普通地域のみを届出対象除外にしているのは6団体(5+1)である。

自然公園地域での行為を届出対象行為から除外することは、自然公園法に委任し景観計画では扱わないということである。特別地域を除外している79団体は、自然公園特別地域で上乗せ基準を規定することは勿論、景観形成基準を適用できない。これらの団体が特別地域を除外している理由は、特別地域では既に自然公園法により十分な規制がかけられていることから、景観計画で景観の取組みをする必要がないとの認識をもっていることが意向調査よりわかった。

2-3. 特別地域の指定状況

G I Sを用いて、上乗せ基準を未規定の団体(210市町村)の特別地域の指定面積を測定した(図2)。この中で規制の緩い第2種特別地域及び第3種特別地域の指定面積を規模別にみると、123団体が大規模面積(1,000ha以上)を有している。除外要件で分類すると、123団体の内、40団体が特別地域を除外していた。

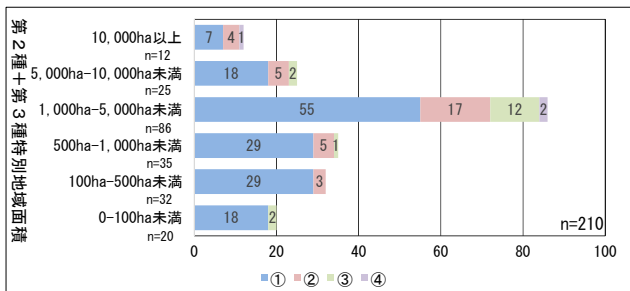
3. 未規定団体の景観計画策定時の自然公園との連携

ここでは、上乗せ基準を未規定の団体に対して、景観計画策定時の上乗せ基準の規定を含めた、自然公園行政との連携の意向を明らかにする。

3-1. 検討組織等での意見交換

計画策定時の自然公園行政との連携状況及び、上乗せ基準を定めていない理由を調査した⁽⁵⁾。

自然公園行政との連携について、自然公園担当者⁽⁶⁾が検討組織⁽⁷⁾へ参加していたのは129団体内中、19団体のみであった。次に自然公園法の知識を有する学識経験者が参加していたのは、128団体内中、21団体のみであった(図3)。また検討組織以外での意見交換の有無について尋ねたところ、125団体内中、24団体が意見交換の機会を設けていたこ



数字は団体数、①届出除外なし、②特別地域のみ、③特別地域+普通地域、④普通地域のみ

図2：特別地域(2特+3特)指定面積 届出除外要件

とがわかった。しかし、意見交換で自然公園行政からの、上乗せ基準の規定に関する要望は出されなかった。

3-2. 上乗せ基準を規定しなかった理由

未規定団体が上乗せ基準を規定しなかった団体を、規定について①検討すらしていない(77団体)、②検討して必要ないと判断した(42団体)、③検討して必要であると判断したが規定できなかった(6団体)、の3つに分類して、規定しなかった理由を調査した(図4)。3分類で共通して多く回答された理由は、現行の自然公園法の規制基準で十分に行為の制限がされている為、上乗せの許可基準を規定する必要がないと判断していることであった。①の団体が検討すらしていなかった理由として、そもそも上乗せ基準の規定を知らなかったことと、景観計画の法定必須項目⁽⁸⁾でなかったことが挙げられた。②の団体では検討した結果、厳しい基準は必要ないと判断した団体が多いものの、今後の基準については、景観形成の取組みの進展や住民の意向次第で、機運が高まれば規定を設ける、との考えをもっている団体があった。③の団体は公園管理者との協議が必要であることから断念した団体や、上乗せ基準を規定するための根拠が不足していると考えている団体があった。

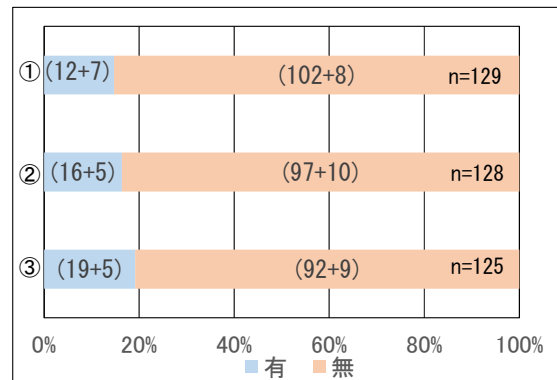
以上より、未規定団体の自然公園行政と連携を図って景観保全を行う意識は低いと言わざるを得ない。

4. 自然公園法と連携した景観計画策定の経緯

ここでは、上乗せ基準を規定している5事例の、上乗せ基準を規定するに至った経緯を明らかにする。

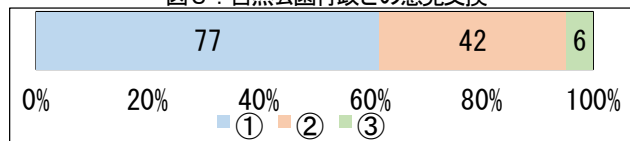
4-1. 上乗せ基準の規定目的

石川県(珠洲市)と山中湖村は、基準の強化及び自然公園法の基準が明確でないことから、景観計画で詳細な基準を追加して、基準を明確化することを目的として規定した。



数字は団体数(カッコ内:市町村+都道府県)
①:自然公園担当者の検討組織への参加の有無、②:学識経験者の検討組織への参加の有無、③:検討組織以外での意見交換の有無

図3：自然公園行政との意見交換



数字は団体数

①:上乗せ基準の検討なし、②:上乗せ基準を検討して必要ないと判断、③:上乗せ基準を検討した結果、必要だと判断したが断念

図4：上乗せ基準の検討

表1：上乗せ基準を規定した5事例の概要

事例番号	事例名	所在地	面積 (ha)	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	景観計画区域	上乗せ基準適用範囲	都市計画区域	用途地域	農用地	国有林	保安林	高さ・規模	配置	意匠全般	屋根(色彩)	屋根(形態・意匠)	壁面(色彩)	壁面(形態・意匠)	建築設備等	植栽	備考		
①	宮津市(17,031)	丹後天橋立大江山園定公園	17,031	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京都府	
②	京都府																									京都府	
③	京都府																									京都府	
④	京都府																									京都府	
⑤	A:行政域の一部(4,820) B:全域(1,805)																									京都府	
⑥	高さ・規模 ○ 配置 ○ 意匠全般 ○ 屋根(色彩) ● 屋根(形態・意匠) ○ 壁面(色彩) ● 壁面(形態・意匠) ○ 建築設備等 ○ 植栽 ○																										京都府
⑦																										京都府	
⑧																										京都府	
⑨																										京都府	
⑩																										京都府	
①	珠洲市(24,747)	能登半島園定公園	24,747	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	石川県		
②	石川県																									石川県	
③	石川県																									石川県	
④	石川県																									石川県	
⑤	A:行政域の全域(24,747) B:日置地区(重点地区)(134)																									石川県	
⑥	高さ・規模 ○ 配置 ○ 意匠全般 ○ 屋根(色彩) ○ 屋根(形態・意匠) ○ 壁面(色彩) ○ 壁面(形態・意匠) ○ 建築設備等 ○ 植栽 ○																										石川県
⑦																										石川県	
⑧																										石川県	
⑨																										石川県	
⑩																										石川県	
①	山中湖村(5,135)	富士箱根伊豆国立公園	5,135	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	環境省		
②	環境省																									環境省	
③	環境省																									環境省	
④	山中湖村																									山中湖村	
⑤	A:行政域の全域(5,135) B:山中湖面及び湖岸地区(706)																									山中湖村	
⑥	高さ・規模 ○ 配置 ○ 意匠全般 ○ 屋根(色彩) ● 屋根(形態・意匠) ○ 壁面(色彩) ● 壁面(形態・意匠) ○ 建築設備等 ○ 植栽 ○																										山中湖村
⑦																										山中湖村	
⑧																										山中湖村	
⑨																										山中湖村	
⑩																										山中湖村	

a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	面積(ha)	%
⑧の凡例												
a:都計白地	b:都計外	c:農振白地	d:農用地	e:農振外	f:森林(g,hを除く)	g:国有林	h:保安林	i:無指定	j:強規制	k:弱規制		

- ①市町村(面積 ha)、②自然公園、③公園管理者、④景観計画策定者、
- ⑤A:景観計画区域(面積 ha)、B:上乗せ基準適用範囲(面積 ha)、
- ⑥上乗せ基準の内容(○:上乗せ基準あり、●:マンセル値の基準あり(色彩)、-:上乗せ基準なし)※中之条町は上乗せ基準として運用していない、⑦景観計画区域と上乗せ基準の適用範囲、
- ⑧上乗せ基準適用範囲の土地利用規制面積(凡例は左図、上段:2種、下段:3種 ※珠洲市、山中湖村、竹富町、中之条町(2種のみ)、
- ⑨景観計画策定経緯及び上乗せ基準、⑩許可・届出のフロー

① 竹富町(33,577)
② 西表石垣国立公園
③ 環境省
④ 竹富町
⑤ A:行政域の全域(33,577) B:全域(11,453)
⑦ 高さ・規模 ○ 配置 — 意匠全般 —
⑥ 屋根(色彩) ● 屋根(形態・意匠) ○ 壁面(色彩) ● 壁面(形態・意匠) ○
⑧ 建築設備等 ○ 植栽 ○

0	9,377	268	80	9,030	43	8,934	3,975	217	9,037	340
0.0%	100%	2.9%	0.9%	96.3%	0.5%	95.3%	42.4%	2.3%	96%	3.6%

H22.8~H25.2 景観計画 検討委員会 素案⇒H25.2	H24.5 景観行政団体に移行 基準の担保手法として準景観地区の指定を目指したが断念⇒代わりに法的拘束力を担保	
⑨ H25.3 竹富町景観	H25(詳細な時期不明) 環境省に計画策定の旨を伝え計画案を送付	
H28.3 西表石垣国立公園 この見直しに対して⇒竹富町は対応を検討せず		
届出対象行為+事前協議		
公園区域外 許可・届出 □竹富町 □竹富町	普通地域 □竹富町 ◇環境省	特別地域 ◇環境省
適合審査 景観形成基準との適合審査 □竹富町	事業計画確認 ⇒自然公園法届出受理 ◇環境省	自然公園法 適合審査 ◇環境省
行為の着手		

① 中之条町
② 上信越高原国立公園
③ 環境省
④ 中之条町
⑤ A:行政域の全域(44,009) B:四万温泉地区(重点地区)(479)
⑦ 高さ・規模 — 配置 ○ 意匠全般 ○
⑥ 屋根(色彩) ○ 屋根(形態・意匠) ○ 壁面(色彩) ○ 壁面(形態・意匠) ○
⑧ 建築設備等 ○ 植栽 ○

0	479	2	0	477	98	321	331	27	354	125
0%	100%	0.4%	0%	99.6%	20.5%	67.0%	69.1%	5.6%	73.9%	26.1%

H21.5~H21.12 景観計画 素案の検討 素案⇒(H21年度冬頃)	H21.8 景観行政団体に移行 H21年度(冬頃) 環境省(自然保護官事務所)に計画案を持参し確認を依頼 ⇒意見は特になし	
⑨ 第9条5項の趣意を 上乗せ基準を規定しているが実際には上乗せ基準として運用していない←理由:自然公園法の基準を上位とらえており、基準に影響を与えることは好ましくないと中之条町が考えたため		
H23.1 中之条町景観計画策定		
届出対象行為+事前協議		
公園区域外 許可・届出 □中之条町 □中之条町	普通地域 □中之条町 ◇環境省	特別地域 □中之条町 ◇環境省
適合審査 景観形成基準との適合審査 □中之条町	事業計画確認 ⇒自然公園法届出受理 ◇環境省	自然公園法 適合審査 ◇環境省
行為の着手		

特別地域を届出対象外としていた石川県は、景観計画の見直しで新しく景観形成重点地区を指定する際に、自然公園法の基準だけでは景観を担保できないと考えたため、上乗せ基準を規定した。建築物の高さを2階建て以下に指定するなど、基準の強化と明確化を図っている。山中湖村の上乗せ基準は、現行の自然公園法の基準では、色彩基準の審査において、判断が難しいと考えたことから、色彩のマンセル値基準を追加して基準の明確化を図っている。

竹富町は法的拘束力を担保する目的で規定した。当初は準景観地区を指定することで、担保することを検討したが断念した経緯があり、代わりに自然公園法と連携して、法的拘束力を担保する仕組みである上乗せ基準を規定した。

宮津市は手続きを一元化する目的であり、自然公園法と景観法の欠点を補う仕組みとして規定していなかった。これは、景観法第16条第7項第7号には上乗せ基準を規定した場合に、景観法に基づく届出が不要になるためである⁹⁾。

4-2. 自然公園行政との事前協議

景観法では、上乗せ基準を規定する際に、公園管理者¹⁰⁾と事前協議を行わなければならないとされている。しかし、上乗せ基準を規定している5事例の内、事前協議を実施していたのは、石川県(珠洲市)と山中湖村のみであ

った。京都府は景観計画策定者と公園管理者が同じであるため、事後的な対応でも支障がなかったと考えられる。竹富町は事前協議景観計画の策定後に策定した旨を伝え計画を送付するのみの対応であった。

また上乗せ基準を規定したが、実際には運用していない中之条町は、竹富町と同じく計画案を環境省に持参するのみの対応であった。

このように上乗せ基準を規定した事例であっても、協議を実施していないということがわかった。この要因としては、上乗せ基準を規定する際の協議に消極的となる理由があることが考えられる。

4-3. 上乗せ基準を規定する際の課題

山中湖村は、環境省(関東地方環境事務所)との事前協議で、広域的な基準である自然公園法の基準との整合性で問題があるとの意見を述べられた¹¹⁾。これを受けて、山中湖村は影響がない範囲で上乗せ基準の適用範囲とせざるを得なかった。

また、上乗せ基準の運用を断念した中之条町は、自主的な判断により断念した。これは、中之条町が国(環境省)の決めた基準である自然公園法の許可基準を上位としてとら

えており、自然公園法の基準に影響を与えることは望ましくないと考えた為である。しかしながら、他地域との基準の整合性⁽¹²⁾を図ることが必要になるために、景観計画上では形式的に上乗せ基準としている。

5. 自然公園法と連携した景観計画の運用実態

ここでは、上乗せ基準の運用実態について、特別地域での自然公園許可の審査体制及び許可実績を明らかにする。

5-1. 自然公園法の許可審査体制の中での上乗せ基準

上乗せ基準を規定した5事例の自然公園法に基づく許可申請及び景観法に基づく届出の審査体制を確認した。

京都府は、特別地域では許可申請を京都府が受け、自然公園法の許可審査をするが、景観形成基準に係る審査項目については、宮津市に意見照会をする形で、上乗せ基準の審査を行う。

石川県は、珠洲市が許可申請を受け、事前に市の景観担当者及び自然公園担当者が、申請を確認した後、石川県の自然公園担当に送付する。その後は、県の自然公園担当は、同じく県の景観計画担当に意見照会をする形で審査する。山中湖村は事前に景観形成基準との適合を確認し、適合したもののみを環境省に送付する。

竹富町は環境省が許可申請を受け、上乗せ基準も含めて環境省が審査する。

中之条町は上乗せ基準として運用していないため、上乗せ基準を規定していない団体と同様に、景観法の届出審査と自然公園法の許可審査が並行して行われる。

5-2. 上乗せ基準の許可実績

上乗せ基準の許可実績が一定程度あったのは、宮津市のみであった。

平成20年11月に景観計画が施行してから、宮津市の景観区域（上乗せ適用範囲）での自然公園法の許可件数は13件ある。この内、11件は現地で確認がとれたものである。8件は展望台の整備に関連したものである。その他には一般住居（建築物）の新築や携帯基地局（工作物）の新築のほか、結婚式用会堂（建築物）がホテルに併設されるかたちで増築されている。許可対象の建築物及び工作物を現地で確認したところ、景観形成基準に合致し、景観に十分配慮した形態及び意匠となっていた。自然公園法上の既存不適で立地しているホテルに係る増築は、屋根が一般的な勾配屋根とは異なる形状をしており、景観形成基準の適合に疑問が残るものである。

この結婚式用会堂は、8階建て、高さ約40mのホテルに併設されており、既存部分は第2種特別地域の許可基準に適合しないものであるが、自然公園地域の指定以前に建てられたものである。増築部分は高さ13m以下であるなど、自然公園法の基準を満たしていることから許可されている。既存の部分に比べて、視覚的影響が少ないことから、許可されたと考えられる。

石川県は、平成26年4月の直近の計画変更によって上乗せ基準を追加しており、適用範囲も一集落に限定されている

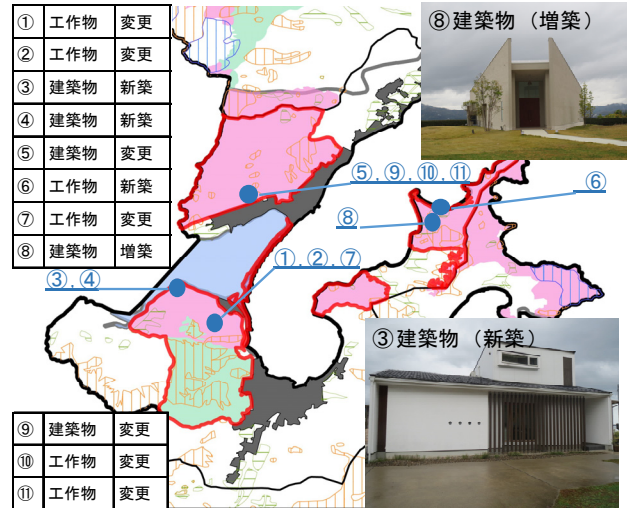


図5：上乗せ基準の許可実績（宮津市）

表2：上乗せ基準の許可実績（宮津市, 建築物）

No	③	④	⑤	⑧	⑨
月日	H21.7	H22.5	H22.10	H25.10	H25.12
景観計画ゾーン	俯瞰景観	俯瞰景観	自然景観 保全	自然景観 保全	俯瞰景観/ 自然景観 保全
地種区分	2種	2種	2種	2種	2種
行為の種類	新築 (一般住 宅)	新築 (飲食店)	外観変更 (リフト乗り 場)	増築 (結婚式用 会堂)	外観変更 (飲食店)
屋根 / 軒 / 庇	高さを揃える ○	○	△	△	○
屋根 (色 彩)	マンセル値 の指定 ○	○	○	○	○
屋外 設備 等	建築物本体 との均整 ○	○	○	○	○
植 栽	見えないよう に設置 ○	○	○	○	○
	外周に緑地 を配置 ○	○	○	○	○

表3：上乗せ基準の許可実績（宮津市, 工作物）

No	①	②	⑥	⑦	⑩	⑪
月日	H21.1	H21.2	H24.8	H25.5	H26.11	H27.1
景観計画ゾーン	俯瞰景 観	俯瞰景 観	幹線道 路沿道	俯瞰景 観/自然 景観保 全	俯瞰景 観/自然 景観保 全	俯瞰景 観/自然 景観保 全
地種区分	2種	2種	2種	2種	2種	2種
行為の種類	外観変 更 (モノ レール)	外観変 更 (リフト)	新築 (携帯基 地局)	外観変 更 (リフト)	外観変 更 (ケーブ ルカー)	外観変 更 (リフト)
高さ	眺望を阻 害しない ○	○	○	○	○	○
配置	周囲の景 観との調 和 ○	○	○	○	○	○
形態/ 意匠 全般	建築物本 体との調 和 ○	○	○	○	○	○
色彩	マンセル 値の指定 ○	○	○	○	○	○
植 栽	外周に緑 地を配置 ○	○	○	○	○	○

為、許可行為は珠洲市の事業として執行した1件のみであった。よって、現時点では効果の検証はできなかった。

山中湖村及び竹富町は、前者は県管理の河川区域⁽¹³⁾に限定した上乘せ基準の適用範囲とし、後者は行政区域の特別地域全域だが、国有林がほとんどを占めている。両者ともに、開発の可能性がほとんどない区域を上乘せ基準の適用範囲としているため、行為が行われなかった。山中湖村は前述のとおり、河川区域以外にも規定しようとしたが断念しており、上乘せ基準の規定効果を得られる状況でありながら、環境省の意向が一因となって断念した。

一方で竹富町は、基準の法的拘束力担保を目的で規定したものの、行政区域全域において特別地域での開発行為等が生じる可能性が低いいため、規定効果はほとんどないといえる。

5-3. 自然公園区域の変更への対応

竹富町では、行政区域内の自然公園で公園区域の見直しは予定されている⁽¹⁴⁾。この区域見直しは、希少な自然環境を有す西表島を対象としており、見直しによって島全体が自然公園となるなど、大規模な区域見直しである。この区域見直しで、多くが新規指定、又は地種区分が格上げとなる。

土地所有の面から、予定されている区域指定の変化をみると、現在の第2種特別地域からの格上げ含め、大部分の国有地が、第1種特別地域及び特別保護地区に指定される。また、現在の公園区域外の新規指定によって、上乘せ基準の適用範囲である、第2種及び第3種特別地域の私有地が増加する為、上乘せ基準の効果が高まるといえる。区域見直しに伴い、景観計画を改定が必要だが、竹富町は対応を検討していなかった。

自然公園地域 地種区分指定面積 (単位:ha,増加:△,減少:▼)				
特別保護地区+第1種特別地域				
国有地	公有地	私有地	不明	合計
△16,489	△21	△159	△823	△17,487
第2種特別地域+第3種特別地域				
国有地	公有地	私有地	不明	合計
▼2,318	△242	△613	△57	▼1,406
普通地域				
				△2,520
合計				
				△18,556

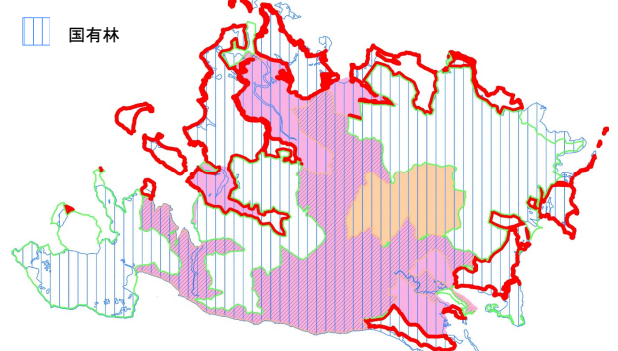


図6：公園区域の見直し（竹富町、西表島）

6. 総括

6-1. 自然公園行政との連携体制の構築について

特別地域を大規模含んでいるにもかかわらず、自然公園行政との連携体制を構築していた景観行政団体は少ない。上乘せ基準を規定している団体でさえも、きちんと連携をとらずに規定した事例があった。

連携をとるようになるために都道府県などが指導すること、自然公園法との連携のガイドラインとして、自然公園地域を一定以上含む場合は協議を実施することが必要である。

6-2. 上乘せ基準の適用範囲の設定

開発行為等の可能性があるところに上乘せ基準を適用することが効果的である。しかしながら、上乘せ基準を規定した事例で、効果的な上乘せ基準の適用範囲としたのは宮津市のみである。上乘せ基準を定める総合的な土地利用の観点をもって、対象範囲の開発可能性を検討して、上乘せ基準を適用すべきである。

【補注】

- (1) 景観計画で予め景観形成基準として定めておくことで、自然公園法の許可基準に対して基準を加えることができる。
- (2) 環境省「自然公園の今後のあり方に関する会議(第3回, H13. 12. 10)」で国立公園制度の課題として挙げられている。
https://www.env.go.jp/nature/ari_kata/shiryuu/011210_3.pdf
- (3) 景観条例で届出を要しない行為を定めることができるため、自然公園法の許可又は届出が必要な行為を届出対象外としている団体がある。
- (4) 景観条例および景観条例施行規則
- (5) アンケート調査を実施(対象:未規定団体かつ特別地域を1,000ha以上含む157団体(139市町村, 18都道府県)、回収率84.1%(132/157))
- (6) 国立公園の場合は環境省、国定公園の場合は都道府県の自然公園担当
- (7) 景観計画策定委員会等の景観計画の策定を検討する組織を指す
- (8) 景観法で定める事項(法第8条)のうち、良好な景観の形成のために必要な場合と定める事項である。
- (9) 自然公園法の許可申請及び景観法の届出が重複しないための措置として景観法で定められている。
- (10) 国立公園の場合は環境省、国定公園の場合は都道府県
- (11) 自然公園法の審査は、全国的な許可基準である同法規則第11条に加えて、地域毎に定められる基準である管理計画に照らして行われる。この管理計画を作成する際には、関係市町村や地域住民の意見を聴取した上で作成される。
- (12) 自然公園法の基準を定める管理計画は、関係市町村が複数に渡る広域的な基準であるため、整合性を図る必要がある。
- (13) 河川法で定められた区域であり、河川区域内での行為及び土地の占用には河川管理者の許可が必要となる。
- (14) 西表石垣国立公園では、自然環境の状態を再調査した結果、絶滅のおそれが高い固有種イリオモテヤマネコの生息環境が山間部に及ぶことがわかり、西表島の全島に指定を拡大する。この変更は中央環境審議会自然環境部会(H28. 2. 23)で決定されており、平成28年3月下旬に公園計画の変更について官報告示を行う予定である。
<http://www.env.go.jp/press/102102.html>

【参考文献】

- 1) 松川寿也・佐藤雄哉(2012)「景観マネジメント手法としての開発許可制度の活用に関する一考察」, 日本建築学会計画系論文集, pp629-638
- 2) 木野健太・佐藤雄哉・松川寿也・中出文平・樋口秀(2014)「土地利用コントロールを視点とした景観計画の運用に関する研究」, 都市計画論文集 No. 49-3, pp465-470
- 3) 川崎興太(2013)「国立公園制度の運用実態と課題 一裏磐梯に関する研究(その2)一」, 都市計画報告集No. 11, pp126-133